

新型コロナウイルス感染症関連融資に係る利子補給金申請に関するご案内

利子補給概要

対象支援制度	富山県経済変動対策緊急融資新型コロナウイルス感染症対策枠 富山県制度融資新型コロナウイルス感染症対応資金 富山県ビヨンドコロナ応援資金
融資実行対象期間	令和4年1月1日～令和5年3月31日
利息支払期間	融資が開始された日の翌日を起算日として36ヶ月
補給金の額	支払利子額の全額 ※国の補給対象者を除く ※1
申請方法	毎年1～12月末までに支払った利息を翌1月末までに申請

※1 R4年4-12月年額上限30万円/R5年1-3月年額上限10万円

提出書類

①砺波市中小企業新型コロナウイルス感染症に関する金融支援に係る利子補給金交付申請書兼請求書

②市税等納付（納入）状況確認承諾書

※会社及び会社代表者の市税等の滞納をしていないことが交付の条件となります。

③金融機関が発行する利息支払証明書（令和7年1月～12月支払分）

※参考様式あり。金融機関が発行する「融資取引明細表」でも可。

◆申請初年度の方は下記3点もご提出ください◆ ※未提出の場合

④融資実行を示す書類の写し（「信用保証書」及び「金銭消費貸借証書」等）

⑤金融機関が発行した返済予定表の写し

⑥＜法人の場合＞商業登記簿謄本の写し

＜個人＞印鑑証明書の写し

提出期限

令和8年1月30日（金）厳守

申請に関する Q&A

Q1. 毎月末日返済の融資について、12月31日が店舗休業日のため翌1月4日に引き落としとなる場合、令和7年分の請求に含めてよいですか？
含めないでください。令和8年利子補給の対象となります。

Q2. 融資実行日に発生する利子は対象となりますか？

対象外です。融資が開始された日の翌日を起算日として毎月の約定返済に伴う支払い利子が対象となります。

Q3. 申請者住所は自宅、事業所どちらの住所を記載したらいいですか？

砺波市の事業所住所を記載してください。

お申込み・問合せ先

商工観光課商工係 担当：舘

〒939-1398 砺波市栄町7番3号

TEL：0763-33-1392